

# 府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性			
1	交通安全施設	信号機 (歩行者灯器増設)	京都市左京区八瀬 花尻町 国道367号花尻橋交差点	市道横断側に歩行者灯器が設置されておらず、右左折する車と交錯する危険があるため、歩行者灯器の増設を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番号1)
2	交通安全施設	横断歩道・信号機 (歩行者灯器増設)	京都市上京区役人町 中立売通猪熊交差点	中立売通には、横断歩道、歩行者灯器がなく、横断するのが危険。横断歩道の設置及び歩行者灯器の増設を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	上京署管内 (受付番号20)
3	交通安全施設	横断歩道・信号機 (歩行者灯器増設)	京都市西京区山田 大吉見町 国道9号西友前交差点	従道路側を横断するのに横断歩道、歩行者灯器がなく横断するのが危険。横断歩道の設置及び歩行者灯器の増設を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	西京署管内 (受付番号49)
4	交通安全施設	信号機 (灯器改良)	京都市宇右京区山ノ内北ノ口町 山ノ内光縁寺交差点	車両灯器が古く、西日で車両灯器が見えづらく信号機を見落とす危険性があるため、灯器のLED化を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号66)
5	交通安全施設	信号機 (移設)	京都市左京区岩倉 大鷲町 上高野幡枝線国際会館前交差点	バスターミナル出入口は信号制御されておらず、バスの出入りが困難なため、既存の信号制御に追加してバスターミナルの信号制御も要望	無	○	○	○	×	○	○	○	実施しない	実施しない	下鴨署管内 (受付番号79)
6	交通安全施設	信号機 (半感応化)	京都市右京区宇多野 福王子町 衣笠宇多野線陽明文庫道交差点	主道路の交通量が多く、従道路からの車両が出られないため、信号機の交差点制御を要望	無	○	○	○	×	○	×	○	実施しない	実施しない	右京署管内 (受付番号87)
7	交通安全施設	横断歩道・信号機 (歩行者灯器増設)	京都市東山区茶屋町 七条通三十三間堂前交差点	観光客が七条通が横断する需要が多いのに、西詰のみしか横断歩道及び歩行者灯器が設置されていないため、東詰に横断歩道及び歩行者灯器の増設を要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない	実施しない	東山署管内 (受付番号113)
8	交通安全施設	信号機 (歩行者灯器設置)	京都市中京区壬生 相生町 壬生川高辻交差点	横断歩道はあるが、車両用の信号機では遠くて見えにくく危険であるため、歩行者灯器の設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	中京署管内 (受付番号130)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

## 府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考			
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性						
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易		
9	交通安全施設	信号機 (視覚障害者用付加装置)	京都市伏見区羽束師菱川町水垂上桂川線菱川交差点	交通量が多く、目の不自由な方が横断する際に危険であるため、視覚障害者用付加装置の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	向日町署管内 (受付番号149)
10	交通安全施設	信号機 (視覚障害者用付加装置)	京都市北区紫野宮西町堀川紫明交差点	交通量が多く、視覚障害者が横断する際に苦慮しており危険なため、視覚障害者用付加装置の設置を要望	無	○		○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	北署管内 (受付番号182)
11	交通安全施設	信号機 (灯器改良)	京都市中京区西ノ京冷泉町太子道天神道交差点	灯器が古く、特に朝夕の時間帯が見えにくくなるため、LED化を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中京署管内 (受付番号200)
12	交通安全施設	信号機 (多現示化・歩行者灯器設置)	京都市山科区川田清水焼団地町新大石道清水焼団地前交差点	交差点西側南北行の横断距離が長く、強引に主道路側から右左折してくる車両があり危険なため、西側のみに歩行者灯器の設置を要望。また、横断中に右左折してくる車両が来ないように、直進の矢印のみを表示する多現示化を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	山科署管内 (受付番号274)
13	交通安全施設	横断歩道・信号機 (歩行者灯器増設)	京都市中京区西ノ京永本町御池太平交差点	歩行者灯器がなく、歩行者等が信号に気付かず危険であるため、横断歩道・歩行者灯器の増設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	中京署管内 (受付番号276)
14	交通安全施設	信号機 (視覚障害者用付加装置)	京都市北区紫野上鳥田町堀川小柳交差点	交通量が多く、視覚障害者が横断する際に危険であるため、視覚障害者用付加装置の設置を要望	無	○		○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	北署管内 (受付番号331)
15	交通安全施設	信号機 (視覚障害者用付加装置)	京都市西京区川島滑樋町56番地山陰街道阪急京都線西側道交差点	左折する車が多いが信号がないので、視覚障害者が横断に苦慮している。信号機の設置に併せて視覚障害者用付加装置の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	西京署管内 (受付番号354)
16	交通安全施設	最高速度	京都市山科区上花山花ノ岡町地内から大石道まで (府道渋谷山科停車場線)	最高速度30km/hの要望	無	④	大規模な工事											山科署管内 (受付番号9)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

## 府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考	
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性				他の管理者等と の調整の難易
17	交通 安全 施設	横断歩道	京都市上京区寺町 広小路の染殿町 680先	横断歩道の設置要望	無			×	○	○	×	×	○	実施しない	実施しない	上京署管内 (受付番号15)
18	交通 安全 施設	横断歩道	京都市上京区寺町 広小路の染殿町 680先	横断歩道の設置要望	無			×	×	×	×	×	×	実施しない	実施しない	上京署管内 (受付番号16)
19	交通 安全 施設	横断歩道	京都市左京区広河 原杓子町地内	横断歩道の設置要望	無			○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番号21)
20	交通 安全 施設	横断歩道	京都市伏見区久我 東町地内	横断歩道の設置要望	無			○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	向日町署管内 (受付番号95)
21	交通 安全 施設	横断歩道	京都市伏見区久我 東町地内	横断歩道の設置要望	無			○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	向日町署管内 (受付番号96)
22	交通 安全 施設	横断歩道	京都市伏見区久我 東町地内	横断歩道の設置要望	無			○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	向日町署管内 (受付番号97)
23	交通 安全 施設	横断歩道	京都市東山区柘屋 町地内	横断歩道の設置要望	無			○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	東山署管内 (受付番号101)
24	交通 安全 施設	横断歩道	京都市伏見区羽束 師志水町地内	横断歩道の設置要望	無			○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	向日町署管内 (受付番号150)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考				
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性								
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易			
25	交通安全施設	横断歩道	京都市山科区竹鼻地蔵寺南町地内	横断歩道設置の要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	山科署管内 (受付番号156)
26	交通安全施設	最高速度	京都市北区北舟岡町地内（鞍馬口通）	最高速度30km/hの要望	無			×	×	○	×	×	×	×	×	×	実施しない	実施しない	北署管内 (受付番号183)
27	交通安全施設	横断歩道	京都市北区紫野藤ノ森町地内	横断歩道の設置要望	無	⑤	他事業で実施済み										実施しない	実施しない	北署管内 (受付番号184)
28	交通安全施設	最高速度	京都市北区紫野郷ノ上町地内（鞍馬口通）	最高速度30km/hの要望	無			×	×	○	×	×	×	×	×	×	実施しない	実施しない	北署管内 (受付番号189)
29	交通安全施設	自転車横断帯	川端通出町交差点東詰	自転車横断帯の解除要望	無			○	○	○	○	×	×	×	×	×	実施しない	実施しない	下鴨署管内 (受付番号281)
30	交通安全施設	徐行	京都市伏見区小栗栖北後藤町地内	徐行の要望 (団地内を通行する車両の速度抑制)	無	②	環境整備に関する工事										実施しない	実施しない	山科署管内 (受付番号285)
31	交通安全施設	普通自転車歩道通行可	京都市伏見区醍醐新町裏町地内	普通自転車歩道通行可の要望（区間の延長）	無			×	×	×	×	×	×	×	×	×	実施しない	実施しない	山科署管内 (受付番号286)
32	交通安全施設	横断歩道	京都市東山区三条大橋東4丁目七軒町地内	横断歩道設置の要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	東山署管内 (受付番号333)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

## 府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考			
	種別	名称	所在地			対象	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性							
							→対象工事とならない理由 (欄外：対象番号を記入)	公共事業として の必要性	地域づくり等と の整合性		地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性				早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易	
33	交通安全 施設	横断歩道	京都市左京区岩倉 中町地内	横断歩道の設置要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番号335)
34	交通安全 施設	横断歩道	京都市北区西賀茂 井ノ口町地内	横断歩道の設置要望	無			×	×	○	×	×	×	×	×	実施しない	実施しない	北署管内 (受付番号349)
35	交通安全 施設	道路標識	京都市中京区西ノ 京上平町21番地先 丸太町通西土居通 交差点南詰	標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	中京署管内 (受付番号47)
36	交通安全 施設	道路標識	京都市右京区梅ヶ 畑清水町31番地先 国道162号（通称周 山街道）	標識の増設要望	無			×	×	○	×	×	○	○	○	実施しない	実施しない	右京署管内 (受付番号132)
37	交通安全 施設	道路標識	京都市右京区西京 極中町37番地1先 葛野大路七条交差 点	標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号133)
38	交通安全 施設	道路標識	京都市下京区京都 駅北側周辺	道路標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	下京署管内 (受付番号139)
39	交通安全 施設	道路標識	京都市右京区・西 京区嵐山周辺	道路標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号197)
40	交通安全 施設	道路標識	京都市上京区・北 区北野天満宮周辺	道路標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	上京署管内 (受付番号199)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考			
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性							
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易		
41	交通安全施設	道路標識	京都市北区金閣寺周辺	道路標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	北署管内 (受付番号201)
42	交通安全施設	道路標識	京都市東山区祇園周辺	道路標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	東山署管内 (受付番号235)
43	交通安全施設	道路標識	京都市上京区・中京区二条城周辺	道路標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	中京署管内 (受付番号275)
44	交通安全施設	道路標識	京都市上京区・左京区下鴨神社周辺	道路標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番号280)
45	交通安全施設	道路標識	京都市伏見区伏見稲荷周辺	道路標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	伏見署管内 (受付番号288)
46	交通安全施設	道路標識	国道1号（九条通から外環状線までの間）	道路標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号289)
47	交通安全施設	道路標識	京都市南区京都駅八条口周辺	道路標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号290)
48	交通安全施設	道路標識	京都市上京区藁屋町536番地1先丸太町通猪熊交差点	道路標識の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	上京署管内 (受付番号329)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入



## 府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考		
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性						
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易	
57	交通安全施設	道路標示	京都市南区竹田街道	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号165)
58	交通安全施設	道路標示	京都市南区烏丸通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号166)
59	交通安全施設	道路標示	京都市南区油小路通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号167)
60	交通安全施設	道路標示	京都市南区大宮通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号168)
61	交通安全施設	道路標示	京都市南区国道1号	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号169)
62	交通安全施設	道路標示	京都市南区御前通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号170)
63	交通安全施設	道路標示	京都市南区葛野大路通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号171)
64	交通安全施設	道路標示	京都市南区国道171号	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	南署管内 (受付番号172)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

7項目について○、×の評価を記入



府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考		
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性						
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性				他の管理者等と の調整の難易	
65	交通 安全 施設	道路標示	京都市南区 八条通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	南署管内 (受付番号173)
66	交通 安全 施設	道路標示	京都市南区 九条通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	南署管内 (受付番号174)
67	交通 安全 施設	道路標示	京都市南区 十条通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	南署管内 (受付番号175)
68	交通 安全 施設	道路標示	京都市南区 祥鳥橋通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	南署管内 (受付番号176)
69	交通 安全 施設	道路標示	京都市南区 久出橋通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	南署管内 (受付番号177)
70	交通 安全 施設	道路標示	京都市南区 向日町上鳥羽線	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	南署管内 (受付番号178)
71	交通 安全 施設	道路標示	京都市北区 浄福寺通鞍馬口交 差点	「止まれ」文字等の設置 要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	北署管内 (受付番号185)
72	交通 安全 施設	道路標示	京都市右京区 丸太町通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	右京署管内 (受付番号195)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考			
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性						
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易		
73	交通安全施設	道路標示	京都市右京区 萩原堤等	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	右京署管内 (受付番号196)
74	交通安全施設	道路標示	京都市北区 金閣寺小学校周辺	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	北署管内 (受付番号202)
75	交通安全施設	道路標示	京都市左京区 岩倉忠在地等	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番号279)
76	交通安全施設	道路標示	京都市左京区 出町柳駅前	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	下鴨署管内 (受付番号282)
77	交通安全施設	道路標示	京都市伏見区 京都府営北後藤団地	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	山科署管内 (受付番号284)
78	交通安全施設	道路標示	京都市東山区・山科区	追い越しのため右側部分はみ出し通行禁止線の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	東山署管内 (受付番号287)
79	交通安全施設	道路標示	京都市上京区・中京区 堀川通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	上京署管内 (受付番号295)
80	交通安全施設	道路標示	京都市中京区 千本通	横断歩道等の補修要望	無			○	○	○	○	○	○	○	○	実施する	実施する	中京署管内 (受付番号296)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入